

## 譲状と「日記の家」 : 記録譲状の分析と勸修寺流藤原氏

松園, 斉

<https://doi.org/10.15017/2230452>

---

出版情報 : 史淵. 126, pp.1-38, 1989-03-31. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 讓状と「日記の家」

—— 記録讓状の分析と勸修寺流藤原氏 ——

松 蘭 齊

はじめに

これまでいくつかの論稿<sup>①</sup>において、十二世紀の貴族社会に成立していたと推定される「日記の家」という概念の実体を明らかにしようとするささやかな試みをくり返してきた。まだまだ未解明の問題は多く横たわっているが、この「日記の家」への理解をわずかながらでも深めることによつて、この時代における日記、または日記する<sup>・</sup>という行為が当時の人々にとつていかなる意味を持つのか、そのような疑問が少しでも解ければと思つて行なつてきた試行錯誤である。ところで、今まで行なつてきた考察はおもに、王朝貴族たちが残した日記そのものの中に材料を求め、彼らの日記の問題について考えてきた。なるべくそれらの史料を多角的に応用することによつて、「日記の家」を立体的に復元することに努めてきたが、最近それが貴族社会上層部の狭い社会に限定されない広範囲かつ底の深い実体をもつ存

在であることを実感し、今までの方法だけでは視界が限定され、その総体的な把握は困難であると感ずるようになった。そこで本稿では、別な視角でこのテーマを検討するため、今まであまり使用することのなかった古文書を素材の中心に置いて考えてみることにする。

これまでの検討によつて、「日記の家」としての性格をもつた貴族・官人層の「家」では、日記・記録が、家記としてその「家」の重要な構成要素となつていた点には一応理解が得られたと思う。この家記を様々な方法で形成することによつて、彼らの「家」は「日記の家」化し、それまでとは異なつた日記文化を醸成していったのではないかと思う。そのような彼らにとつて、家記に含まれる日記（特に父祖の日記を中心とする狭義の家記）は、実用品であるとともに「家」のもつとも重要な財産のひとつであつたことは確かである。一方、彼らの「家」の財産としては、律令封祿制が変質化し莊園制が広範圍に成立するとともに彼らのもつとも主要な經濟基盤となつた莊園や彼らの生活の場である家地があり、その相続にあつては、死後の紛糾を避けるために一般に讓状（処分状）と呼ばれる文書が作成され、讓渡者から被讓渡者に与えられていた。この讓状に記載されて讓与される物件の種類は、その作成者の所屬する社会的階層によつて極めて様々であるが、一般的にその相続の当事者たちにとつてもつとも重要な財産と考えられるものが讓与対象物として記載され、具体的には所領・所職・家地などといった不動産の場合が多い。しかし、今まで述べてきたような、「日記の家」化した貴族の「家」では、理論的にはこれら不動産ばかりではなく、「家」の重要な財産であるはずの日記の類もその讓状に讓与対象物として記載される可能性があるはずである。ならば、このような視点から、平安中期以降、中世にかけて多数残されている讓状を洗い直して見る必要があるであらう。そして、そこにも「日記の家」の実体を探る道が隠されているのではないだろうか。

第二に、このような讓状を検討することによつて、これまで史料学的には別の問題として扱われてきた古代・中世における文書と記録とを同一平面上において考察の対象にできないか、そうして単にこれまで行なわれてきたような

表面的・形式的な比較検討ではなく、両者がその時代の中で生み出されてくる根元のレベルから考えていくことができないかという点がある。そのためには、使い古されたこれまでの日記・記録の概説の枠組を一旦は捨て去り、特に近年極めて進歩しつつある中世古文学書の多角的視点を十分吸収して、それらを見直していく必要があると思う。このような点についてもつとも啓発を受ける論考は、佐藤進一氏の「中世史料論」<sup>3)</sup>である。氏はその第一章「文書と記録の間」において、「差出者と受取者の間に授受関係があり、受取者に対して働きかけるものを文書といい、作成者の側に留めおかれて、他への働きかけの認められないものを記録とする従来の区分では、大きな落ちこぼれができるだろう。差出者と受取者の授受関係はないけれども、明らかに予想された相手に一定の働きかけをする書面が存在する。」と述べられ、戸籍や引付・事笈日記などを例としてあげながら、主として機能論の立場から、通説的な古文学書に対して厳しい批判をなされている。このような古文学書サイドからの提言を、日記・記録について考える研究者も対岸の火事として静観視することはできないであろう。日記とは何かという疑問について答えるためには是非吸収していくべき視角ではないかと思われる。そこで、この文書と記録の問題の解明に対して必要な論点を整理してみると次のようなことがまず浮んでくる。極めて不十分なものであるが一応の目安として提示しておきたい。

(1) 日記の中に文書が残される場合

この点、まず日記についてのオーソドックスな説明でもしばしば触れられてきた(ア)紙背文書の問題とともに、(イ)日記の本文の中に継がれたり写されたりした文書のもつ問題ももう少し考えてみるべきであろう。どのような形式・内容の文書が日記と一体化し、逆に料紙として紙背にまわされていくのか。日記は、本来的には具注暦の間明き書き込まれていく暦記を基本とし、後代にまでその方法が継続されたが、同時にそれらを頻繁に利用する記主たちの実用品として様々な形の部類記が作成され、書写がくり返された。また、記主自身の地位にもよるが、種々の儀式・政務に活動する間に、文書を日記の中にそのまま張り継いだり、<sup>(4)</sup>写しておかなければならな

つた人々（例えば、本論でとり上げる勸修寺流藤原氏などの実務官僚クラスの貴族）も多い。そのような人々の日記の作成過程において、文書は日記と様々な形で接合されていく。それらは日記の中に入り込んだ結果、本来の文書としての機能はどうなったのだろうか。効力は失なわれてしまったのだろうか。

## (2) 文書の中に日記がみえる場合

今日残存する文書、特に中世において作成された文書について細かく見ていくと様々な形で日記に関する情報が含ま込まれている。本論で問題にする讓状の類以外にも、書状や解・申状などの上申文書の中にも見出せるし、『日記』という名称をもつ文書もしばしば散見する。それらから、当時の存在形態を追っていくことも可能であろう。

## (3) 日記そのものが文書と同じ機能を果たす場合

まず、(ア)中世社会に生じる種々の訴訟・争論の際、日記ほどの程度証拠力を持ち得るかという問題がある。この点については、石井良助氏が『東寺百合文書』<sup>(5)</sup>を例として、讓状よりは証拠力が弱かったことを指摘されているが、例えば、『平戸記』<sup>(6)</sup>には、朔旦冬至の御曆奏の時、曆案を安倍氏出身の陰陽頭が昇るか否かの先例の典拠をめぐって、日記の証拠力が問題となったことが見えているし、祇園社では、執行職をめぐる争論の際に自分の正統性の根拠として、父祖の日記が室町幕府に提出されている。<sup>(7)</sup>このような例はもつと他にもあると思われ、広く史料を集めて検討することによって、日記の果たした役割が、単に儀式作法の備忘のみではないことを明確に理解できるのではないか。次に(イ)日記の中に記される子孫に対するメッセージを考えてみる必要がある。本来、自分の子孫に相伝されることを想定した貴族の日記には、そのような部分が豊富に含まれている訳であるが、例えば、『中右記』<sup>(8)</sup>や『台記』<sup>(9)</sup>などに見えるように、明らかに遺誠的な内容が記載されているものがある。讓状や置文などの文書の形式の中で記されたものどのように機能が異なるのだろうか。また日記の本文ではなく奥書などに見える場合はどうだろうか。更に(ウ)日記には、重要な儀式などの場合、それに出席し日記した者が、何らかの理由

でできなかった者に対し、自発的にまたは依頼されて、その日、または何日か分の日記を送るといことがしばしば見られる。そしてそれらは送られた者の日記の中に前述の文書の場合と同様、張り継がれたり写されたりして一体化する。その授受が対等な者同志の間でなされる場合はともかく、身分的に違う場合、そこには何らかの機能が存在していたと想定することも可能であろう。王朝国家内部において、「日記の家」は、上は摂関家から下は地下官人に至るまで重層的に存在したと推定される。下から上へ流れる日記は、家司・家人関係がある場合、たとえ儀式の記事であつても報告書的な意味合いが含まれていると言えないだろうか。

最後にもう一点、(+)中世には夢記というものがしばしば作られた。自分にとつて、また身近な者や知人などにとつて意味のありそうな夢を見た場合、その年月日とともに夢の内容を記し、メモとして残したり、関係のある相手に送つたりされるものである。一方、『中右記』や『玉葉』に代表されるように、当時の記主たちは自分の見た夢をしばしば日記に書き留めている。<sup>(10)</sup> この二つの夢をめぐつての行為の間には、彼らにとつて日記を記すこととはいかなることかを示唆する本質的な問題が隠されているような気がしてならない。

以上、アトランダムに思いつきを述べたにすぎないが、本論をなすにあつて必要な問題の所在は明らかになつたと思う。ただし、本来ならば、ここでとり上げる日記に関わる讓状の問題に入る前に、当該期における讓状一般について、例えばその發生の問題や形式・機能などの問題を、相続法や中世的文書主義などの問題<sup>(11)</sup>とともに叙述する必要があるかと思われるが、能力的にも、また限られた紙面ということもあつて困難であり省略した。

## 註

- (1) 拙稿A「日記の家」(『九州史学』84、昭和六十年)、B「外記日記と『日記の家』」(『九州史学』87、昭和六十二年)、C「『中右記』と『日記の家』」(『文学』掲載予定)。
- (2) 『平安遺文』によると、延喜九(九〇九)年の民安占子家地処分状(二〇二号)がもつとも古い。

- (3) 『岩波講座日本歴史』25(昭和五十一年)。
- (4) 例えば、藤原公賢の日記『園太曆』は、現存のものは抄写本であるが、そのようにして作成されたと推定される部分が多い。特に最晩年の延文五年の分は、他人の筆記や書状のみを張り継いで日記の代わりとしているようである。甘露寺親長の抄写本奥書によれば、この部分を「記代」と号していたという。
- (5) 『中世武家不動産訴訟法の研究』(弘文堂、昭和十三年) 三三三ページ。
- (6) 仁治元年閏十月二十二日(二十五日条)。
- (7) 『八坂神社文書』八七五、社務執行宝寿院願縁請文(永享三年八月二十一日付)。
- (8) 保安元年六月十七日条。
- (9) 康治元年十二月三十日条。
- (10) 管見によれば、現存の『中右記』には百五十余の夢が記されている。『玉葉』にみえる夢については、菅原昭英「夢を信じた世界九条兼実とその周囲」(『日本学』5、昭和五十九年)参照のこと。
- (11) 山田渉「中世的土地所有と中世的所有権」(一九八三年歴史学研究会別冊特集)。

### 一、日記・記録のみえる讓状

佐藤進一氏の『古文書学入門』<sup>1)</sup>によれば、讓状とは、「所領・資財などの財産等を讓渡するときに、讓渡者が作成して被讓渡者に与える文書」であり、別に讓文とか処分状ともいわれた証文の一種であるという。ただし、この当時作成された文書で、一見讓状的な記載内容を持っている処分目録や置文などについては、佐藤氏は「讓状に類するもの」とされながらも、それらには「処分者の一方的な意志表示」のみが記され、讓状に不可欠の要素としての讓与文言を欠き、鎌倉幕府では証文としての効力が否定されているとして、讓状との違いを明確にされている。おおむね従うべきであるが、本論では前述したような問題提起の一環として、財産としての所領・所職などと同様、讓与の対象となりながら、それらとはまた異なった性格を合わせもっていたと推定される日記・記録の類が、讓与対象物として人々

にいかにか意識され文書の世界に表わされたかを探ることを第一の目的としたい。そのため佐藤氏の理解を基本としながらも、もう少し広く讓状の範囲を考えて、ここでは処分目録・置文の類も含めて考察の対象とすることにした。

本章に掲げた日記・記録のみえる讓状というテーマの讓状の部分については以上のような内容を想定しているが、日記・記録の部分についても、これまで対象としてきたように、それらが史料として独立して存在する場合ではなく、文書の記載の中に包含されているものを対象とする場合、ひと言付け加えておかなければならない。まず讓与対象物としての日記・記録が、誰その日記とか「中右記」「玉葉」といった記名で讓状の中に記され、それとすぐ判断できる場合はともかく、単に「文書」として表記されている場合には注意が必要であろう。『鎌倉遺文』などの史料集を開いて、中世社会において極めて多数作成された讓状の類を少しでも垣間見られた方には周知のことと思われるが、その多くに、公験や本券・手継などと表現された文書が、所領・所職などの讓与対象物とともに「相副」とか「副渡」という形で相伝されている。当時にはそのような所有の合法性を証明する文書をとみなわなない讓与（無券文讓与）も確認されているが、一方では、中世社会において証文となる文書が、一種の「もの」として、本来それらが発給された事態・関係から遊離して機能する力をもつて存在していたという理解も出されている。それらを讓与対象物に関する過去に存在したある状態の記録として見るならば、ここで問題とする「文書」の中に含めて考えていくことも可能であろう。<sup>4</sup>しかし、本論は、日記・記録の実体を究明することに主眼があるため、一応それらはここで扱う「文書」から除外し、「文書」と表現されていても日記・記録が主要な内容となつているもののみ限定して検討していく。また逆に、「相副」えられた証文類の中に日記・記録が見える場合、主たる讓与対象物として掲げられていなくとも、表記の上で一応の区別がなされていれば、考察の範囲に入れるものとする。

以上のような前提に立つて、讓状の現われ始める平安中期から室町初期（応永期頃）までを一応の時間的な範囲として、日記・記録のみえる讓状（以下、便宜的に記録讓状、または単に讓状として表記する）を収集し整理してみる



と一七〇一八ページ所載の表①のようになる。短期間の調査であり、かつ活字化された史料のみを対象としているため遺漏も多いと思われるが、後日補訂に努めるとして、本論ではこの表①に掲げられたものを主な素材として論を進めていきたい。そこでまず、この表①の分析を通じて得られる大まかな知見を提示し、総合的な理解が得られた後、次章以下でいくつかの讓状を更に具体的に検討する。

## 註

- (1) 法政大学出版会、初版昭和四十六年、二五二ページ以下。なお本稿では第九刷を使用した。
- (2) 笠松宏至「本券なし」(『史学雑誌』84—2、昭和五十年、後に同氏「日本中世法史論」所収)。
- (3) はじめにの註(1)の山田論文。菅野文夫「本巻と手継—中世前期における土地証文の性格—」(『日本史研究』284、昭和六十一年)。
- (4) 讓与対象物として所領・所職を書き並べるのではなく、それらに対して作成された証書類を対象として作成された讓状も中世社会には存在している。

## 二、記録讓状の発生

収集した記録讓状を古いものから順に並べたこの表①からまず知られることは、それらが十二世紀後半に現われ、一応調査の下限とした十五世紀前半に至るまでほぼ継続して作成されていることである。この表①には掲載しなかったが、『九条家文書』には十五世紀後半に作成された九条政基の記録讓状が収められていることを考え合わせるならば、一般の讓状と同様、中世を通じて作成されていたと見做すことは可能であろう。更にもう少し時間的に区切って考えてみるならば、例えば十二世紀後半のものが一通、十三世紀前半が八通、後半が八通、十四世紀前半が十二通、後半が七通、そして十五世紀前半のものが四通というような結果が得られ、十五世紀以降の調査は不十分にしても、佐藤

氏が一般の讓状について示された「鎌倉時代から南北朝時代に最も多く、種々の様式のものが見られ、室町時代以降急激に減少する」という見解ともほぼ一致すると推定される。

ここで考えておかなければならないのは、これら記録讓状が作成され始めた時期とその歴史的背景についてである。つまり、讓状自体、ここでおもな対象の一つとなる貴族階層のものも含めて、十世紀頃から現われており、一方、記録讓状の讓与対象物の中核となる貴族個人を記主とする日記も同時期からその存在を知りうるのであるが、この二つが合体した記録讓状の出現が、それらにかなり遅れて十二世紀後半、特に十三世紀以降に多くなることの理由である。記録讓状自体、三百年程の間にわずか四十通のサンプルしか見出しえない状況なのであり、史料残存の偶然性に帰因する面も大きいと思われる。しかし、十二世紀を通じて起こったと推定される日記の記主とその日記との間の関係の変化を考え合わせるならば、決してそれだけですませる訳にはいかないようである。

別稿<sup>5)</sup>でも論じたように、『中右記』の記主藤原宗忠は、その「家」を「日記の家」たらしめるため、家記というものの形成に対して生涯にわたって多大の努力を払った。宗忠のように家記形成に執着した貴族は当時少なくなかったと推定され、彼らの努力の結果、日記が家記として、儀式・政務に関する単なるメモの集積ではなく、彼らの「家」を象徴し、更に彼らの活動をも規制しうる存在となっていたと推定される。そのためにそれまでは相伝に際してあまり注意を払われなかった日記・記録が、彼らの讓状の中に記載されるべき存在にまでおし上げられた可能性は強い。偶然とはいえ、記録讓状の初見が、やや文書自体に疑いが残るにしても、藤原宗忠の子息宗能が作成したものであることには注意する必要がある。また後述するように、収集した記録讓状（特に貴族たちの作成したもの）の中に、家記またはそれに類する語が散見すること、たとえそういった語がなくとも、「家」との関係で讓与がなされているものが多くみえることなどから、そのような推定も可能であると思われる。ただ注意すべきことは、すべての日記・記録がそのように扱われ、讓状などに厳密に記載されて相伝されるようになったのではないということである。中世社会に

において、田地や家地など不動産の相続には、讓状や売券などの手繼証文が作成されて相続される有券文相続と、そういった証書類が作成されないで相続される無券文相続、更にその中間的な方法として、手繼<sub>7</sub>讓状を作らず、本券の相続のみによる相続が存在していたという。不動産でさえそのような状況であるから、衣類・道具類と同様、一応動産である日記・記録類の場合、そのもの自体を讓与したい者に手渡ししてしまえばそれですむ訳であり、たとえ競合した場合にも、書写などの行為によって増殖がある程度可能なのであるから、これらの記録讓状が作成される時代となつても、基本的には無券文相続が広くなされ続けていたと思う。問題は、何故そのような性質を本来的にもつ日記・記録が、「家」を象徴し、貴族たちの經濟的基盤である家領や、生活の場である家地などともに讓状に記載され得るような存在になりえたかという点にある。

この点、例えば量的な問題があろう。当時の貴族の日記は、一人分でさえ生涯にわたつて記し続けられることによつて相当な分量になつた上、何代かにわたつて他人の日記も含めて集積されていったのであるから、撰閲家の場合などのように膨大な分量の日記が讓与の対象となる場合が出てきた。<sub>8</sub>当時の貴族社会では、大量の日記を家記として集積する「家」が「富<sub>9</sub>文書一家」として人々の関心の的となり、一つの格式として意識されていたようである。このような状況では、書写によつて増殖し分与するにしても、労力的に限界が生じてくるし、誤写による弊害も伴なう訳であるから、讓与を受ける側にとつても現物をそのまま与えられる方がよかつたに違いない。そして特に重要な日記の場合のみ、書写によつても手に入れたものと推定される。しかし、一旦次代に相続されてしまつた日記を借り出して書写することは、たとえ兄弟であつても因難になりつつあつたことが、この時代の史料の中に散見する。別稿でも触れたように、藤原宗忠は叔父宗通に対して祖父俊家の「大宮右大臣殿御記」をなかなか見せようとしなかつたし、<sub>10</sub>『山槐記』の記主藤原忠親は、兄忠雅が「年来有<sub>11</sub>御秘藏氣」によつてなかなか書写させてもらえなかつた「故殿御記」(父忠宗の日記)を「不披露并不伝女子」という条件でやつと貸してもらい、喜びいさんで書き写している。<sub>12</sub>これらの

場合、相伝者の側の意識には、父祖の日記（狭義の家記）は「家嫡」たる者が相伝すべきものという考え方が育まれてきているようである。日記・記録が単なる実用品のレベルを越えつつあったことの頭われであるう。

このような状況と関連していると思われるが、記主自筆の日記（「本書」とか「正本」「自筆記」などと表記される）を重視する傾向がこの時期強まっているように見受けられることである。例えば、十〜十一世紀頃にかなり記されたはずの貴族の日記も、今日有名な道長のものを除いて自筆原本ではほとんど伝来していないことなど、単に史料としての残存性の問題だけでは抱えきれない面が含まれているようであり、その具体例の一つとなりうるかもしれない。確かに千年近い年月が過ぎ去った今日と異なり、十二世紀段階では、それ以前の日記の自筆原本がかなり残存していたことは確かである。<sup>19</sup>しかし、それらは記主の自筆だからということでは、大事に保存されてきたのではなく、かなり偶然的に残っていたものである可能性が強い。道長と同時代に活躍した『北山抄』の作者藤原公任は、「故殿御記」（実頼の日記）の自筆本をそのまま切続いで部類記を作成して、「為<sub>レ</sub>宗外事已為<sub>二</sub>本古一、又焼失了」という有様だったし、十二世紀に入ってからであるが、父宗俊の遺言とはいえ、大宮右大臣流の故実作法の源泉として重視していた祖父俊家の日記や父の日記を供養のための経の料紙として破却した宗忠の場合も、自筆原本だからといって執着しているような意識は看取されない。当該期の天皇の日記でも、醍醐・村上二天皇の日記は、「二代御記」として早い時期から殿上において公開され、貴族たちに利用されていたことが知られるが、その管理はかなり杜撰であり、自筆原本だからといって重視され保管されていたという形跡は見出せないようである。十一世紀に至っても、後朱雀天皇や後三条天皇の日記のように大事に保管されて伝来していく日記もあれば、後冷泉天皇のそのように、その存在の有無さえも知られず、死後その乳母の子孫に流失してしまうものもあつた。<sup>24</sup>少ない例からではあるが、十二世紀前半ぐらいまでは、日記をあくまで実用品と見做し、その内容が第一であつたように感じられる。一方、貴族社会において、早く撰閲家として固定した「家」を形成した道長の嫡流においては、その実質的な家祖である道長の自筆日記を「家」の宝物的

存在として早くから重視していた可能性がある。すでに道長の孫師実の段階でその写本が作られ、日常の利用にはそちらの方が供されていたらしく（すでによく知られているように、自筆のままでは極めて読みにくかったためでもあるが）、その子師通・孫の忠実の日記にも、現存の彼らの日記を見る限り写本の方が利用されている。特に忠実の場合、自身の儀式作法の規範として、道長の日記を、父師通の場合よりはるかに頻繁に使用していることが知られる上、新しく作った文蔵（車倉）に初めて置いた文が「御堂御記」であったこと、多分この文蔵に関して作成されたと推定される忠実自筆の日記目録の冒頭にやはり道長の日記が掲げられていることなどから推測すると、撰閲家の家記における道長の日記のもつ象徴的地位はこの忠実の時に一つの画期を迎えていたことが考えられる。更にこの忠実は、他の父祖の日記も合わせて、単なる儀式・政務の典拠以上の存在に昇華させようとしていたことが次の史料から看取される。

京極殿、後二条殿等御記正文、禪閣先年付属関白了、今日使前肥後権守頼賢付乞之、即付頼賢返奉之、前筑前守

清高藏人、承関白仰大哭、開書倉、取納御記之櫃、授頼賢示々、（『台記』仁平元年正月三日条、傍点松蘭、以下同じ）

この日、忠実は自分と不和となった子息の関白忠通から、以前に与えていた祖父師実（京極殿）と父師通（後二条殿）の日記の「正文」を使者を遣わせて取戻したのであり、史料はないが恐らくそのままもう一人の子息頼長に与えたのだろう。この頼長に対しては、久安元（一一四五）年にも、師実の御物である「律令格式」や「除目叙位官奏格記」などの「家重宝」を「家」の継承の意図の下に与えている。更にこの記事のように家嫡であった忠通に一度は譲りながら、ここに至って強引に悔返して頼長に与えたこれら父祖の日記の「正文」には、この「家」の嫡流たることを象徴するという意味合いが強く込められていたことは確かであろう。そして、彼らのような廟堂の最上部に君臨していた者たちのこのような家記に対する意識が、当時の貴族社会全般に多かれ少なかれ影響を与えたこともまた確かではないだろうか。十四世紀後半の例ではあるが、表①の33に示した勘解由小路兼綱の讓状には、「三代御記并抄出家記姉小路殿後師・四辻殿等、殊可秘藏、於正本者、輒不可出闔外、但勅定并両前博陸教命難遁者、不經再宿可申出、凡相構令書写

可進入、代々御所為皆如此、且荒涼事為用捨也」とあり、傍点を付した部分からは「正本」重視の傾向をはつきりと読みとることができる。そしてここには、家記を見せよという天皇院（治天の君）や撰関家などの逃れ難い命令に対してもあくまで「正本」は出さず、必要な部分を書写して進覧することが父祖「代々御所為」であったと記されている。<sup>38</sup>更に「三代御記」という表現が用いられている点にも注目したい。ここにみえる「三代御記」は前後の記載状況から推測すると、一般的にそのように呼ばれる宇多・醍醐・村上の三天皇の日記を指すものではなく、讓状を作成した兼綱の直系の三代の父祖、つまり會祖父經光・祖父兼仲・父光業の三人の日記を指していると考えられ讓状において兼綱に重視された「正本」とはこの「三代御記」のことであろうと推測される。兼綱の家記におけるそれらの日記の地位は、前述した撰関家における道長以下の代々の日記と同等の比重を有していたのであろう。ちなみに、「九条家文書」所収の天正二（一五七四）年の九条種通記録覚書には「三代正記」という記載が見られ、その割注に「玉葉」とのみ見えるが、実際には同文書所収の九条忠教秘藏記録覚書に載せられている「殿曆」（忠実の日記）・「峯殿御記」（道家の日記、「正本三・四巻在之」と記されている）などこの「家」の直系の父祖の日記を含めてそう呼んでいると推定される。鎌倉期から室町期にかけて成立していった貴族の「家」の内部では、その家記（根本家記とも称すべきもの）に對して、ここで見た兼綱や種通の使用した表現が広範囲に成立していたことが想定されよう。それは当時の貴族（公家）社会における「正本」重視の傾向と表裏一体の關係を持っていたと推測される。そしてこのような傾向は、あくまで実用品として扱われていた時代とは異なり、「正本」という、書写などの手段では増殖不可能な日記の、「日記の家」における地位を高からしめ、ひいては争奪の対象となつたため、讓状に日記・記録が記載される一因となつたのではないだろうか。この記録讓状の発生により、「日記の家」は更に成熟した段階に入つていったのではないかと推測しえよう。

註

- (1) 『九条家文書』一、(圖書寮叢刊)三十二号、文明十四年十一月十九日付。
- (2) 第一章註(1)佐藤氏著書、二六一ページ。
- (3) 『平安遺文』の中に見える讓状、またはそれに類する文書は約二四〇通程であり、その内、貴族階層(女子も含む)によって作成されたと考えられるものが二十通余りある。十世紀に作成されたものとして、『門葉記』卷79に所収された藤原師輔(九条右丞相)の応和元(九六一)年六月五日付の讓状が挙げられる。
- (4) 和田英松「日記に就いて」(『史学雜誌』24-10、大正二年)。
- (5) はじめにの註(1)C論文。
- (6) 『平安遺文』の編者竹内理三氏は、この宗能の讓状案と同遺文一九九四号の宗忠の越後国小泉庄の讓状案について、『本書稍疑ハシ』という注記を加えている。一方、戸田芳実氏は『中右記躍動する院政時代の群像』(そして、昭和五十四年)の第五章(四、公家の日記と文書の項)において、この両文書の竹内氏の注記について触れ、取り扱いに慎重にならざるをえないとされながらも、「一概に捨て難い内容をもっている」として叙述に資されている。宗能のものについては、「日記」を挙げている点から見ても、まったくの偽文書とは言えないのではないか。特に表①の28に提示した彼の子孫冬定の讓状の日記に関する部分と表記が異なっていることからそのように考えられないであろうか。
- (7) 第一章の註(3)の菅野論文。
- (8) 第五章に史料(d)として提示した経房の処分状(表①②)にみえるように、経房は彼の所蔵日記を孫たちに分配する際、「任」欄銘<sup>二</sup>「せて持っていかせている。
- (9) 例えば、『玉葉』承安二年十一月八日条に次のような記事が見える。  
抑今日軒廊御卜<sup>二</sup>経<sup>二</sup>時刻<sup>一</sup>之間、与<sup>二</sup>実守卿<sup>一</sup>言談之次云、前大納言実定卿日記多相持云々、其中一切不<sup>二</sup>披露<sup>一</sup>之記ハ、花園左大臣記八十余卷・四条戸部記百余卷、殊秘藏之云々、凡此外、漢家本朝之本書・抄物、其数及<sup>二</sup>万余卷<sup>一</sup>云々。
- (10) 『玉葉』安元三年四月二十九日条。
- (11) 特に「故殿御記」などとして表記される彼らの父(または祖父)の日記。源師時の場合、祖父師房の日記九十七巻を書写した(『長秋記』元永二年五月十一日条)。
- (12) はじめにの註(1)C論文。

- (13) 『中右記』天永二年六月二十四日条。
- (14) 『山槐記』永暦元年九月十日条。
- (15) 例えば『中右記』天永二年二月六日条など。
- (16) 表①の5・10の藤原資経処分状(第五章の史料(e)・(f))など。
- (17) 『兵範記』久安五年十月二十六日条など。
- (18) ひとまず齋木一馬「日記とその遺品」(『文化財講座日本の美術16古文書』第一法規、昭和五十四年)二十一ページ参照。
- (19) 例えば、十世紀後半に活躍した藤原濟時の「自筆記」がある(『玉葉』治承四年十二月二十三日条)。
- (20) 『小右記』長元元年七月一日条。
- (21) 『中右記』天永二年二月二十六日条、同五月五日条。
- (22) 所功『三代御記逸文集成』(国書刊行会、昭和五十七年)。
- (23) 『中右記』康和四年十月二十三日条。
- (24) 同前天永三年五月二十五日条。
- (25) 『陽明叢書記録文書篇 第一輯 御堂関白記』五、土田直鎮氏解説。
- (26) 土田直鎮『日本の歴史5 王朝の貴族』(中央公論社)一三五ページ以下。
- (27) 『後二条師通記』寛治四年八月十三日条、『殿暦』康和五年二月二十日条。
- (28) 現存の師通の日記では二回だけ。それに対し忠実は現存日記の分量が多いためでもあるが、十三回引用し、木本好信氏によって紹介された『中右記』の逸文(『国書逸文研究』14、昭和五十九年)には次のような記事が見えている。
- 先日殿下被<sub>レ</sub>仰云、朔旦賀表於<sub>二</sub>仗座<sub>一</sub>、公卿加判、我著<sub>二</sub>仗座<sub>一</sub>、欲<sub>二</sub>加判<sub>一</sub>如何、是後一条院御元服賀表時、宇治殿撰政内大臣列<sub>二</sub>左大臣上<sub>一</sub>、著<sub>二</sub>仗座<sub>一</sub>有<sub>二</sub>御判<sub>一</sub>之由、見<sub>二</sub>行成大納言記<sub>一</sub>也如何、予申云、此事古儀也、強近代不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>候哉、就<sub>レ</sub>中見<sub>二</sub>御堂御記<sub>一</sub>者非<sub>二</sub>此限<sub>一</sub>、行成記頗有<sub>レ</sub>疑、又他家記不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>用歟、仰云、御堂御記、不<sub>レ</sub>見、然者思止了者(大治元年十一月一日条)。
- (29) 『殿暦』永久元年六月七日条。
- (30) 陽明文庫所蔵「旧記目録」(永久五年二月十日付)。
- (31) 橋本義彦『藤原頼長』(吉川弘文館、昭和三十九年)九十三ページ。



(32) 『台記』久安元年四月十八日条、註(31)の橋本著書五十五ページ。

(33) 兼綱の祖父兼仲の日記『勤仲記』弘安四年十一月八日条によれば、時に「家記正本」を持っていかなければならない場合があつたようである。

### 三、記録讓状の分類

次に表①に提示した記録讓状についての分析に入る訳であるが、個々の讓状に対する説明はひとまず置いて、まずは表①をいくつかの視角から分類することによつて、總体的な把握を試みておきたい。

分類の第一としては、これら記録讓状を作成した人々の社会的階層による分類が考えられる。これについては、表①に設けた関係の「家」・神社名という項に注目してほしい。この項の記載を更にわかりやすいように整理した表が表②である（一応参考までに文書形式による分類も示しておいた）。

この表②から明らかなように、記録讓状の作成主体には、貴族（公家）階層（表②A項）と神官階層（B項）の二つの社会的階層のグループを抽出することができる。これらの人々は皆、記録讓状を作成しているということである。その所属する「家」と日記・記録が何らかの関係をもっていることが推測されよう。とすれば、これまで貴族階層のみを対象として検討を加えてきた「日記の家」の概念に修正を加える必要が生ずる訳である。ただし、南北朝以前に限る限り、記録讓状は、一般の讓状に見られるような幅広い階層を基盤にもつてはいないこともまた確かなようである。作成主体となつた二つの階層は、荘園制的な職の体系で言えば、おおむね本所・領家職を掌握する人々であり、中央権門として、またはそれに寄生する形で大量の遠隔地荘園を支配していた階層が主である。ここにこの時代の日記という文化自体のもつ階層的特質が強く現われているといえよう。

表①

番号	文書名	年・月・日 (西暦)	所収史料名(番号 は平安道文・鎌倉 道文による)	関係の「家」・ 神社名	相続者	備 考
1	藤原宗能 讓状案	長寛 3・3・6 (1165)	南部文書 〈平〉 3335	中御門流藤 原氏	宗 家	●「右件家地并資財日記書籍箱圖等」とあるが、案文のため略されているので、項目として掲げられていたかどうかは不明。
2	藤原経房 処分状案	正治 2・2・28 (1200)	勸修寺家文 書	勸修寺流藤 原氏	資 経	●前々ながら、一人一人譲与分を記した後、「一、文書事」として項目が掲げられている。
3	藤原兼実 讓状	元久元・8・23 (1204)	天理図書館 所蔵	九条流藤原 氏	良 経	●家領・文書・物具等の3項目よりなり、後二者には「目六」が別に作成されていた。
4	藤原定経 「処分状」 (置文か)案	寛喜元・12・12 (1229)	勸修寺家文 書	勸修寺流藤 原氏	資 経	●「前大武」宛の書状の形式で、「文書事」と題し、子息経賢の不孝を具体的に述べ、文書は資経の「一向可為御進止」と明記する。
5	藤原資経 処分状案	天福元・5・28 (1233)	〃	〃	経 俊	●文書についてのみの処分目録である。 ●「家記」と「諸家記」を区別して日記名を列挙。 ●他の子息為経・高経にも同様の処分目録が作成されたと推定される。
6	平業光讓 状案	嘉禎 3・2・8 (1237)	〃	桓武平氏 (貞盛流)	治部卿御 局(経俊 妻)	●「一、文事のものそも」
7	宗清処分 目録	嘉禎 3・5・ (1237)	石清水文書 〈鎌〉 5142	石清水八幡 宮	行 清	●所領・所職以外の楽器・仏具などの処分目録。 ●「宮寺縁寺抄」が一項目として掲げられ、行清以外の子弟に対する処置が述べられている。
8	藤原忠定 讓状	暦仁元・12・17 (1238)	書陵部所蔵 文書 〈鎌〉 5355	中山流藤原 氏	基 雅	●「(忠定)か所持之文書以下資財雜物まで」
9	源通光置 文案	宝治元・12・3 (1247)	久我家文書 〈鎌〉 6912	村上源氏 (久我流)	女房三条	●「久我をはしめとして庄々・家の宝物・日記・文書にいたるまで、一向女房のきたにてあるへし」 ●「三人の子とも者、日記・文書も女房に申て見るへし」
10	藤原資経 処分状案	建長 2・6・2 (1250)	勸修寺家文 書	勸修寺流藤 原氏	為経 他	●一人一人の譲与分(所領・家地)を記した後、「一文書」として為経・経俊・高経・資経・資通の五人の子息に譲与する文書を、具体的な日記名をあげて列挙。
11	藤原道家 処分状	建長 2・11・ (1250)	九条家文書 〈鎌〉 7250	九条流藤原 氏	実経 他	●処分対象の主体は、寺院・家地・家領であるが、「日記文書子細同前」という文言がみえる。
12	晴算附属 状	文永 9・8・1 (1272)	八坂神社文 書 〈鎌〉 11077	祇園社	感 晴	●所領を一書で列挙し、最後に「一、社家文書事」とみえる。
13	小槻有家 起請案	文永 10・7・14 (1273)	壬生家文書	小槻氏 (壬生流)		●「一、文書事」として「家」の文書の由緒と「相伝之仁」の心構えを記し、次に所領事、理非決断事が続く。
14	藤原経俊 讓状案	文永 12・3・1 (1275)	勸修寺家文 書	勸修寺流藤 原氏	俊 定	●「入道殿所讓賜与之記録雑文書以下并予之時文書等」
15	藤原経俊 処分状案	建治 2・10・17 (1276)	〃 〈鎌〉 12520	〃	俊定 他	●一人一人の譲与分(所領・家地)を記した後、「一、文書」として項目を掲げるが、内容はNo.14とほとんど同じで、すべて俊定に譲与することを記す。
16	円栄讓状	弘安元・8・15 (1278)	八坂神社文 書 〈鎌〉 13153	祇園社	頭 尊	●「当社長日御供備後園小童保并坊地以下所職所帯社家文書等」
17	九条忠教 讓状	正応 6・3・17 (1293)	九条家文書 〈鎌〉 18127	九条家	師 教	●「家地・家領事」として道家以来の讓状他が列挙される。 ●「將又日記・文書并劍平緒以下老臣所持、不残一物、所讓与也」
18	度会希光 処分状	嘉元 3・正・16 (1305)	伊勢光明寺 文書 〈鎌〉 22084	伊勢豊受大 神宮 (外宮)	益 光	●「一 家重代日記等相副之」
19	出雲泰孝 讓状	徳治 2・12・5 (1307)	出雲北島家 文書 〈鎌〉 23104	出雲杵築大 社	孝 時	●事書「くさうしきならひにきつきの天しやかんぬしきそたいらの事」 ●「くわんとうたい」の御下文・御けち・御けうそ・てつきゆつり状ならひに御さうまいせんくうの鎌ももそいけ」
20	九条忠教 讓状	徳治 3・正・1 (1308) (西暦 2・3・22) (1327)	九条家文書 〈鎌〉 23139	九条家	房 実 (道教)	●「九条家三ッ所帯 <sup>北</sup> ・浄土寺家地・家記以下記録并帯劍・平緒、不残一物」

表①

番号	文書名	年・月・日 (西暦)	所収史料名(番号は平安遺文・鎌倉遺文による)	関係の「家」・ 神社名	相統者	備考
21	尚清処分状写	応長元・12・5 (1311)	菊大路家文書 〈鎌〉24496	石清水八幡宮 (善法寺家)	康清	●所領・所職・家地・寺院等を一ツ書で列挙。 ●「右、此庄ニ井田島屋ニ敷坊倉庫ニ日記文書并所有之財宝概以下之具足等」
22	安倍淳房讓状	正和2・8・28 (1313)	書陵部所蔵土御門文書 〈鎌〉24763	安倍氏	親秋	●「紀伊鳴神社半分并文書事」 ●「合文書二兩在文書目録、大略書也」 又所讓領之家文書等也」
23	顯舜讓状	文保2・2・4 (1318)	八坂神社文書 〈鎌〉26542	祇園社	顯増 他	●兵部法眼(顯増)の讓与分に「社家文書」がみえる。
24	源兼定讓状	文保3・11・22 (1319)	九条家文書 〈鎌〉27029	醍醐源氏	土用王丸	●「副渡」として「当庄調度公驗・讓状・次第解・地下文書等、悉不貽一紙、至于記録・書籍、付渡之、…」
25	西園寺実兼置文案	元亨2・7・23 (1322)	西園寺家記録	西園寺家	実衡	●「一、日記文書事」として北山文庫に納められた「家日記・次第・諸家記・雜文書等」を実衡の沙汰とし、他の子孫に対する配慮を記す。
26	藤原定資処分状案	嘉暦3・11・8 (1328)	勤修寺家文書	勤修寺流藤原氏	経頭 他	●「一、家記文書雜具等事」
27	栄清(?)讓状	建武元・11・19 (1334)	石清水文書	石清水八幡宮 (善法寺家)	孝清	●「朱唐櫃納文書以下曆記成運法眼進之」
28	中御門冬定讓状案	建武4・8・11 (1337)	南部文書	中御門家	宗重	●「讓渡 家領文書等事」 ●堀河右丞相以下代ニ相伝之文書已下」 ●宗重は冬定の子、一期の後孫の宗泰へ。
29	出雲清孝讓状	康永2・3・28 (1343)	出雲千家文書	出雲杵築大社	孝宗	●「出雲国造杵築大社神主職并所領等事」 ●「旧記并御下文以下文書等於相副永代讓与者也」
30	久我長通讓状	親応元・8・13 (1350)	久我家文書	久我家	通相	●「一、記録文書事」として、「家記并諸家記・和漢典□等事」と「先公并予之時加増□記録少々在之」のこを記す。
31	勤修寺経頭処分状案	親応2・正・14 (1351)	勤修寺家文書	勤修寺家	経方 他	●「一文書事」と項目が掲げられ、「代々家記以下、悉経方令管領、可立朝要」と記す。
32	度会繁行置文写	親応2・12・3 (1351)	鐙矢記	伊勢豊受大神官 (外宮)	行連	●「当家々記文書遺漏之地」
33	勘解由小路兼綱讓状	応安4・3・6 (1371)	広橋家文書	勘解由小路家	仲光	●「一、家記・文書・々籍・家地所領等」 ●家記の取扱いについて細かく記す。
34	千家孝宗讓状	応年4・12・19 (1371)	出雲千家文書	出雲杵築大社	直国	●「国造職兼杵築大社惣檢校職」 ●「相副当社造管旧記差圖并公家武家代々御下文以下調度之証文等」
35	顯源置文	明德3・11・10 (1392)	早稲田大学所蔵祇園社文書	祇園社	あかゝ丸	●「顯深道跡事」 ●「所職所帯記録・文書・坊地以下」
36	九条経教遺誠	応永3・12・5 (1396)	九条家文書	九条家	忠基	●「予命終後可相統家領・家記・文書等事」 ●「一、家記・文書等、就惣領可令管領、就所用可被了見者也」
37	大中臣清世処分目録写	応永16・12・5 (1409)	賜蔭文庫文書	大中臣氏	清基 他	●清基分として「一、代ニ相伝家記文□」があげられている。
38	北島資孝讓状	応永24・12・13 (1417)	出雲北島家文書	出雲杵築大社	ゆや六郎 (高孝か)	●「こくさう大しやのかぬししきの事、ならびにきうき・きしつ・くわんと御けちのほか、しやの□き」 (註圖) (こみ)
39	藤原重親讓状	応永28・8・28 (1421)	水無瀬宮文書	水無瀬流藤原氏	愛鶴丸	●「家記文書家領等事」
40	千家直国讓状	応永35・2・1 (1428)	出雲千家文書	出雲杵築大社	高国	●「国造職兼杵築大社惣檢校職」 ●「相副当社造管旧記差圖并公家武家代々御下文以下手懸調度証文等」

表②

文書形式 関係の「家」、神 社名	譲 状 (処分 状)	処 分 目 録	置 文	遺 誠 他	合 計
<A>					
勤修寺流藤原氏・G・★ (勤修寺家)	7		1		8
九条流藤原氏・E <sub>1</sub> ・★ (九条家)	4			1	5
村上源氏・B <sub>3</sub> ・★ (久我家)	1		1		2
中御門流藤原氏・E <sub>2</sub> (中御門家)	2				2
閑院流藤原氏・F・★ (西園寺家)				1	1
中山流藤原氏・E <sub>3</sub>	1				1
日野流藤原氏・H・★ (勘解由小路家)	1				1
水無瀬流藤原氏・★	1				1
醍醐源氏	1				1
桓武平氏 (貞盛流)	1				1
小槻氏・★ (壬生流)				1	1
安倍氏・★	1				1
<B>					
祇園社・★	3		1		4
石清水八幡宮	2	1			3
伊勢神宮・★ (大中臣氏も含む)	1	1	1		3
出雲杵築大社	5				5
合計	31	2	5	2	40

(注) A項で示した「家」名後に付したアルファベットは、拙稿「日記の家」(『九州史学』84)で提示した日記群の区別を表わす。★印は「家記」またはそれに類する語が記載されているものを示す。

第二に、これら記録譲状の記載の上で、その譲与対象物のひとつとしての日記・記録がどのような位置に記されているかという点からの分類が可能であると思われる。一般の譲状に関してもその記載内容には一定の要件が存在しているが、その様式は極めて多彩であり、この点については記録譲状も同様である。しかし、そのような譲状の紙面において、ここで対象としている日記・記録がどの位置に記されるか、他の譲与対象物との関係などを踏まえてみていくと、それらに対するその譲状の内部における重要度といったものが浮かび上がってくるのではないだろうか。<sup>②</sup>そこで、極めて大雑把な規準ではあるが、日記・記録が譲与対象物として一つの項目をなして掲げられているかいない

表③ (番号が□に囲まれているものは神宮層の讓状。★印は「家記」またはそれに類する語が含まれているもの)

(1) 日記・記録(文書)が一項目として讓状の中に掲げられている。

(イ) 日記・記録名が具体的に記されている。

(表1の番号、以下同じ) 5・7・10・25・33

(ロ) 日記・記録名が具体的に記されていない。

(a) 讓状に付随して目録が存在する。または存在が推定される。

3・17・22・30

(b) 目録等の存在は確認できない。

★ 2・4・6・12・13・15・18・31・36

(2) 日記・記録(文書)が一項目として讓状の中に掲げられていない。

(イ) 所領その他の讓与対象物と同列に並べられている。

9・14・★16・★23・26・27・28・★32・35・★37・★39

(ロ) 以外のもの。

★ 1・8・11・19・★20・★21・24・★29・★34・★38・★40

か、更に目録の存在如何などとともに表①を分類してみるとこの表③のようになる。

この表に示した(1)と(2)の分類では、(1)の場合の方が(2)に比較して、讓状作成者にとって日記・記録がより重要であったと見做すことが可能であろう。この(1)に分類した讓状については、記名の有無に着目してみると(イ)・(ロ)のような

分類が可能である。(ア)の讓状では、日記・記録だけを対象としているという点からも、表①の5の藤原資経のものが代表的なものとして挙げられよう(これについては第五章において全文を紹介し説明を加える)。(イ)に関しては、讓与対象になった日記・記録の名を列挙した目録(記録目録)の存在有無によって、更に(a)・(b)の分類が可能である。この(a)の項に分類される讓状の中で、それに付随して作成されたと推定される文書目録(この場合、日記・記録のみでなく、書籍類や家領関係文書も含む)が現存するのは、表①の17に示した九条忠教の場合である。この九条忠教の目録に示された「日記の家」としての規模の大きさを考えると、この表③の(イ)―(a)に含まれるものの中には、同じ(ア)の頃に含まれる「家」よりも家記の所蔵量も多く、重要視している場合が存在し、(ア)・(イ)の分類はそのまま重要度による分類とはなりえない。

次に表③の(2)の分類についてみるならば、たとえ日記・記録が一つの項目として掲げられなくとも、他の讓与対象物との関係から、更に(ア)と(イ)に分類することが可能である。(ア)に含まれるものは、例えば表①の9の備考にみえるように「庄々・家の宝物・日記・文書」と讓与対象物が讓状の中に並列的に記載され、それらの中でどの価値順位がそれ程明確でないものである。(イ)については表③には提示しなかったが、更に次の三つに分類が可能であろう。

(a)最初に事書などで所領・所職が項目として掲げられ、日記・記録は本文中に付随した形で記載される(1・11・20)

(b)所領・家地などと日記・記録がともに本文中に記されるが、あくまで前者に主体がある場合(8・20)

(c)「相副」または「副渡」として讓与される手継証文・下文などの中に含まれている(19・24・29・34・38・40)

以上の(2)の分類では、(ア)・(イ) (a)・(b)・(c) の順で(1)の項に近付いていくと推定され、記載された讓与対象物の中で、日記・記録の位置が相対的に高くなっているといえよう。

この(1)と(2)の分類を社会階層についてみてみるならば、(1)では貴族のもの十五通に対し、神官のもの三通、(2)では貴族のもの十通に対し、神官のもの十三通というように、神官のものは(2)の方に比重が大きい。特に(2)の中でも前

述の(イ)の(c)については一通を除いてすべて神官のもので占められていることから推測されるように、讓状の紙面に見る限り神官層の方が、日記・記録に對する扱いは低いと見做さなければなるまい。

第三の分類として、記録讓状にみえる家記またはそれに類する語の有無によるものが考えられる。すでに前稿①において、代々日記を記すだけでなく、代々の父祖の日記(狹義の家記)を中心にした家記というものの存在如何が、その貴族の「家」が「日記の家」であるかどうかの重要な指標となると指摘しておいた。そこで記録讓状についても、この家記またそれに類する家日記・家文書などの語が見えるかどうかを調べてみると、表②・表③に示した★印のようになる。

これからまず明らかなのは、貴族層のみならず、神官層の讓状にも★印が見えることである。祇園社関係の讓状に多くみられる「社家文書」(表①12・16・23)という表現を果して家記の語に類するもののできるかどうかについては異存も多いと思われるが、一応含めておく。ともかく、この階層における「日記の家」の存在の可能性を示す証拠として考えてもかまわないであろう。更に貴族階層についてみるならば、前稿において設定した日記群⑤という概念によって把握されている「家」(「家」の名の後にアルファベットが付されているもの)については、おおむね家記の語が記載されており、「日記の家」である可能性が強いと推測される。しかし家記の語が見えない場合でも、中御門流藤原氏のように十二世紀前半の段階で「日記の家」化を果していたことが明らかなものもある⑥のであるから、この点だけを強調して「日記の家」かどうかを判断する訳にはいかない。家記の語が記されなくとも、記録讓状が作成されていることによつて、日記・記録の「家」との関わりが重視されていると考えることが可能だからである。この点、家記の語を含まない記録讓状が、堂上貴族層ではなく、地下官人層に含まれる二氏にほぼ集中していることを見逃す訳にはいかない。彼らの讓状に記載された「文車文車のもんそ」(表①6)「記録」(表①24)の具体的な内容については不明であるが、醍醐源氏の源兼定の「家」⑦は、九条家諸大夫として「譜代殊⑧他」なる存在だつたらしく、それらは堂上貴族の「家」

内部に奉仕する階層の日記・記録であることが推測されよう。鎌倉後期になると、院・撰関家以外の堂上貴族の日記の中にも、彼らの「家」に家司などとして仕える人々の日記が断片的ながらも確認<sup>9)</sup>できるようになる。堂上貴族の「日記の家」の更に下部に「日記の家」が存在するという重層的な構造が見出されるのである。このようなタイプの「日記の家」は、堂上貴族の日記からは史料的に見出しにくい性質のものであるが、史料が少ないからといって特定の「家」に限定して存在していた訳ではなからう。また、平業光のもの(表①6)もそのようなタイプの「日記の家」として考えられるならば、すでに十三世紀に入った頃から、この重層的な構造は存在していたといえるのではないだろうか。

## 註

- (1) 第一章註(1)佐藤氏著書二五六ページ。
- (2) 特に、財産の一部を対象とした讓状(表①)では、7のようなものではなく、「家」を構成するすべての物件について作成された惣処分状的なものにおいて、その可能性が高いと考えられる。
- (3) 『鎌倉遺文』一八二二五号。
- (4) はじめに註(1) A論文。
- (5) 同前。A論文では次のような日記群の存在を系図とともに提示しておいた。
  - A 天皇家日記群
  - B 源氏日記群 (B<sub>1</sub> 宇多源氏、B<sub>2</sub> 醍醐源氏、B<sub>3</sub> 村上源氏)
  - C 小野宮流日記群
  - D 九条流日記群
  - E 御堂流日記群 (E<sub>1</sub> 御堂流嫡流、E<sub>2</sub> 御堂流庶流 I、E<sub>3</sub> 御堂流庶流 II)
  - F 閑院流日記群
  - G 勧修寺流日記群
  - H 日野流日記群
  - I 平氏日記群



J 中原氏日記群

K 清原氏日記群

L その他の日記群 (1) 大江氏、(2) 菅原氏、(3) 善勝寺流藤原氏など

(6) はじめに註(1)C論文参照。

(7) 註(5)の日記群のうちB<sub>2</sub>に醍醐源氏を掲げているが、この兼定につながる盛明親王の流れのうち、日記の記主として確認できるのは、兼定より十代前の道成だけであり、「日記の家」としてのつながりは現在のところ確認できない。

(8) 「沙弥元章讓状」(「九条家文書」一—53、「源盛長以下代々讓状類」所収)。

(9) 例えば「公衡公記」嘉元二年七月二十九日条にみえる「奉行家司春衡記」、「園太曆」貞和四年九月二十日条にみえる「奉行家司記」など。なおこの点、A論文二十六ページにおいて、史料(効)として『中右記』の記事を引用し、撰閲家とは異なる一般公卿の「家」の家司層の日記の存在を指摘したが、典拠とした「彼家司記」の部分は「彼家日記」の誤写または誤読と考えられ、早計なミスを犯してしまっている。この機会に訂正しておきたい。なおA論文の註(18)に引用した補強の史料はそのまま利用することにした。

#### 四、記録讓状の内容 —— 勸修寺流藤原氏の記録讓状 ——

次に表①に提示した記録讓状すべてについて、そこに記録された内容について具体的に検討を加えなければならぬのだが、最初にお断りしておかなければならないのは、その大半の讓状については紙面の都合もあり、説明を次の機会にまわさざるを得なかったことである。第三章において二つの社会的階層を抽出しながら、ここで一方のみしか論述しないのは極めて不十分と言わざるを得ないが、特に神官層の讓状については、それらの背景となる神社自体に残存する記録類の調査が不可欠であるばかりでなく、個々の神社特有の祠官組織や支配機構に対する深い理解も必要であり、いずれも今回は用意不十分のため割愛せざるを得なかった。後日の課題としておきたい。

以下、本章では、表②のA項で示した貴族階層の記録讓状のうち、もつとも数の多い勸修寺流藤原氏(勸修寺家)の

ものを中心に分析していきたい。

ここで直接の対象とする経房流を含んだ勤修寺流藤原氏一族については、近年、院評定制に代表される鎌倉後期の公家訴訟制度や、伝奏・関東申次などを含む政治制度の研究が深化されるに従って触れられることが多くなり、従来の院近臣や摂関家家司としての活動や受領層としての側面ばかりでなく、朝幕関係も含めた国家史的なレベルで、その動向が注目されつつある。この一族が院政期にもつに至った「家風」についてはすでに橋本義彦氏のすぐれた研究があり、その家領については、ここでも対象とする一連の讓状を主な材料として、榎道雄氏が詳細な分析を加えられている。一方、この一族には『為房卿記』以下多数の日記が作成されているが、個別に概説的な説明が加えられることはあっても、それらについて總体的に特にその「家」との関連で分析を試みたものはほとんどなく、唯一菊池康明氏の論考が知られるにすぎない。しかしこの論考においても経俊の日記のみを対象としたためか、この「家」と日記との関係についての具体的な分析はほとんどなされておらず、前掲の橋本論文の理解を敷衍し、それに日記のことを少々付け加えたにすぎない。勤修寺流藤原氏の場合、単に実務官僚として優秀だったから詳細な日記を残したというような消極的な意味ではなく、彼らの廟堂における多彩な活動と彼らの「家」というものが、日記を媒体として有機的に結びついていたと評価せざるを得ないような存在であったように思え、中世におけるこの「家」の活動を理解するためには、その日記についての理解がなければ不十分であると思われる。ここでは、この「家」において作成された一連の記録讓状を素材として、この一族の人々の「家」の日記に対する意識をできる限り抽出して、以上のような問題を理解するための糧としていきたい。まず、一連の讓状より、もつとも豊富な内容をもつ経房(表①②)・資經(表①⑤・⑩)の三通について、その全文または一部を以下に提示し、本稿の最末尾には、参考としてこの一族の關係系図を系図Ⅰとして掲げておく。

(a) 一、文書事

當時為ニ家嫡、一向雖レ可レ賜ニ資經、時議非レ無ニ其恐、仍家記以下随分秘書入力文等、各少々分ニ賜遺孫等一也、任ニ櫃銘、各可ニ分取、且又兄弟不快、只出ニ此事一也、互随ニ其用、不日借請可ニ書写一也、於ニ累代雜文書一者、為ニ朝家之重器、案ニ置吉田倉、為ニ堂宝物、每レ有ニ朝家大事、奉行人定相尋歟、不レ論ニ親疎、取レ要拔レ詮可借与也、為ニ家之長一人、虫私レ可ニ懈怠。(以上、経房処分状案の一部)

(b) 文書事

家記

但御記

永昌御記

吉御記

自曆正本

諸家記一門記在此内

槐記 宇治左府

花園左府記

愚葉

中右記 日並

堀川左府記

山槐記 中山内府記

鑒要記 忠宗卿記也

中記 朝隆卿

護記 朝方卿記 正本隆督法印志之

山亟記 定長卿記

江記

糸言記

季仲卿記

禮部記 雅兼卿

九戸記 泰憲卿記也

随案出、次第不同、記之

(オ)

新部類記等

次第

除目執筆并官藏人方以下奉行之時、雜文書等。

已上當時雖<sup>(2)</sup>納<sup>ニ</sup>文庫并文倉堂廊等、可<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>經俊分<sup>一</sup>也。

大藏卿殿并大納言殿御時文書記錄等、一向可<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>左中辨爲經朝臣分、目錄在<sup>レ</sup>別、仍不<sup>レ</sup>注<sup>レ</sup>之。<sup>(\*)</sup>各爲<sup>ニ</sup>正本、  
不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>他人分<sup>一</sup>之故也。

有佐文書不慮入手、可<sup>レ</sup>賜<sup>ニ</sup>高經<sup>一</sup>也。

資繼資通等成人之後、隨<sup>ニ</sup>器量<sup>一</sup>、爲經并經俊日記文書等、少々可<sup>ニ</sup>計賜<sup>一</sup>之狀如<sup>レ</sup>件

天福元年五月廿八日

判

(c) 一、文書

都護分

大藏卿殿・故辨殿・大納言殿御記、正本分附先了。

於雜文書者、任大納言殿契狀、案置吉田倉堂、長者可爲次第附屬。

經俊分

予之時所書之家記并諸家記愚記雜文書等、大略附屬先了。<sup>(2)</sup>

高經分

尚抄以下有經書籍附屬了。仕顯要者、都護且分賜文書、可有扶持、猶子之義及多年了。

資繼分

朝隆卿記讓興了。

資通分

讓狀と「日記の家」

嘉氣抄、永昌記巴上大納言殿御本 中右記日並・定長卿記・重方朝臣記等讓之、頗爲器量者之間計宛了、

『勸修寺家文書』には、案文ながらこの一流（経頭以降、勸修寺家を名乗る）の経房より経頭に至る七代のうち、倭定を除く六人の処分状が残されており、そのすべてが記録讓状である。この事実からだけでも、この一流において日記・記録がかなり重視されていたことを知り得るが、更に注目すべきは、日記・記録のみを対象とした処分状が作成されていることで、この点他の「家」に例を見ない。それが史料(b)として全文を提示した資経の初度の処分状である。経房のものはひとまず置いて、この史料(b)から分析していこう。

第一に知り得るのは、家記に対しての区分意識である。資経は讓状に文書事と題した後、傍点を付したように家記を「家記」と「諸家記」に大きく二分して、各々に個別の日記名を列挙している。前者には「但御記（隆方）・「永昌御記」（為隆、傍線(カ)にみえる「大藏卿」と同じ人物)「吉御記」（経房、傍線(カ)にみえる「大納言殿」と「自曆」（資経自身の日記）が含まれていることからすると、系図Iに示されるように、狭義の家記といふべき直系父祖（またはそれに類する者）の日記がこれにあたる。この「家記」以外の様々な人々の日記が「諸家記」の概念に含まれるのであるが、更に「諸家記」と記した後には、「一門記在二此内一」として、別に「一門記」という区分意識を持っていたことが知られる。「一門」がどのような範囲の人々を指すのか、例えば姻戚関係を含むかどうかなどの問題は残るが、恐らくこの一流以外の勸修寺流の人々の日記を指す概念と推定され、もしそうだと仮定するならば、史料(b)に(オ)として枠で囲んだ日記がこの「一門記」にあたる。平安中期以降、京都山科の勸修寺を一族の結束の紐帯としてきた勸修寺流藤原氏も、為房の後、その子弟から更に多くの分流を輩出し、鎌倉時代に入る頃には、各分流ごとにまたそれぞれ「家」の寺院を建立して新たな結束をはかりはじめていたらしい（この経房子孫の場合、吉田の地にあった浄蓮華院がこれにあたる）。その「家」の寺院は、「家」との由緒が深い邸宅がそのまま寺にされたものや既成の寺院が利用されたものなど、原形は様々であるが、「家」の長者が管理し、所領が施入され、「家」出身の僧尼がその運営に当たっていた。時にそ

ここでは、「家」の日記・記録までが施入される場合があり、この一流の浄蓮華院にも、史料(d)の傍線(ウ)に示されるように、「累代雑文書」が「堂宝物」として納められていた。このような「家」の寺院に、經典類ではない日記・記録が納められているのは、恐らく一流の人々によって共同利用し易いようにという配慮からであろう。話が横道にそれてしまつたが、このような新たな「家」の寺院の成立は、それまで保つてきた勸修寺を中心とする勸修寺流としての意識を次第に薄れさせていつたはずである。しかし、この「一門記」というような形で、家記の中に従来からの意識を残している点には、この「家」の家記のもつ重要性を考える時、注意しておく必要がある。

この「家記」と「諸家記」という区分は、表①に示した他の「家」の讓状にも見えている。例えば、25の西園寺実兼の置文には「家日記・次第・諸家記・雑文書等」とあり、30の久我長通讓状には「家記并諸家記」と記されている。なお、「諸家記」という概念の成立については別稿で論じた<sup>11)</sup>。当時の「日記の家」の人々にとってこのような区分がある程度共通認識であつたことは確かであろう。

第二に、更にこれとは別な家記の分類が知られる。史料(b)の讓状の段階では「成人」以前でかつ「器量」も不明であつたために、家領・家記の分配に与からなかつた資繼・資通も、やがて成長して、特に資通は「頗為器量者」と認められることになつた。そのことによつて新たに分配し直す必要が生じ作成されたのが、史料(c)の讓状である(この讓状の前半部分には、各子息に対する家領の配分が記されているが省略した)。この(c)の中に経俊分として示された「予之時所」書之家記并諸家記愚記雑文書等」、つまり傍線部(ケ)は、(b)の讓状の経俊分として記載された内容から資繼・資通の相続分を除いたものと一致するはずである。そしてこの(ケ)の最初の部分「予之時所書之」は、次に続く「家記」にのみかかつているものと考えられ、この表現からすると、(b)の「家記」として並べられた資繼自身の日記以外の三つの日記は、資経が自ら書写したものであることが知られよう。だから、(c)において資通分としてみえる「永昌記」に、「大納言殿御本」(経房が書写したという意か)と注記する必要があつたのだろう。そしてこれは、(b)では、傍線部

(カ)の「大藏卿殿并大納言殿御時文書記録等」に含まれ、為経に讓与された分から割かれたものであったと思われる。この(カ)・(ケ)の記載からわかるように、代ごとに収集・書写した分を一つのブロックとして、讓与の際の単位としているのである。これと同じ意識がやはり、表①の29の久我長通の讓状の「先公并予之時加増   記録少々在之」という記載などに見出され、第一の区分と同様に、「日記の家」に共通のものと考えてよいのではないだろうか。

第三点として、讓状の記載から、機会あるごとに家記の増加に努めていた「日記の家」の当主資経の努力とでもいったものが窺える。史料(a)の経房の処分状には、「家之長」たる者は家記の「虫払」を怠たつてはならないことが記されているが、単に相伝された家記の維持・保存に意を払うばかりでなく、自らも日記することに励み、常に外から新たな日記の入手を図って家記の拡充に努めることが、彼らの義務と考えられていたことはまちがいあるまい。<sup>12)</sup>

前述のように「一門記」の一つとして推定される朝方の日記(「讓記」)は、史料(b)中に「正本隆普法印」と記載され、

朝方の子息隆普(系図I参照)という僧侶から得た朝方の自筆原本であった。資経が如何なる所縁で隆普からこの日記を得たかは不明であるが、『尊卑分脈』の注によると、朝方の息朝定は十九才で早逝し、更にその子朝基も「為強盜「被」致」という不慮の死を遂げており、朝方のもう一人の子息朝経の子朝俊も「承久戰場卒」という有様だった。このことからすると、「家」の存続が困難となり、家記の継承者がいなくなってしまう、仕方なく僧となっていた隆普が保管していたものと推測される。この朝方の日記とともに列挙されているその父朝隆の日記も、『玉葉仁安二年五月二十一日条によると、朝方が相伝所持しているように見受けられるので、ともに隆普から入手した日記かもしれない。「不慮入手」したという「有佐文書」(史料(b)の(ク))は、史料(c)において同じく高経に讓与されていると推定される。とすれば、「尚抄以下有経書籍」(史料(c))と「有佐文書」は同じ内容のもの指すと推測されるが、これらの史料を公にされた中村直勝氏は、「有経」に変わっている点に疑問をもたれたらしく、「有経」の二字の右側に「マ」が付された。しかし、『尊卑分脈』によれば、道綱流藤原原氏に「為経房卿子」であったという有経という人物が見えて

おり、その會祖父にあたる者が有佐である。この有佐一流に相伝されていた文書について、資経が単に名前を言い換えただけとすれば、別に不自然な表記ではない。これも如何なる所縁で資経が得たのか定かではないが、一つの「家」の文書をまとめて入手した一例となるであろう。

(b)の「諸家記」の項には、「槐記」(藤原頼長の日記)・「中右記」・「弑言記」(源経信の日記か)・「江記」(大江匡房の日記)・「礼部記」など、結構この当時の貴族社会に流通していたと考えられる優れた日記が並んでいる。家嫡とは言えない経俊に譲与される分であることを考え合わせると、この「家」の家記の水準の高さを物語るものであろう。特に建久六(一一九五)年に亡くなった藤原忠親の「山槐記」とその父忠宗の日記が並んで記されている点には注意を要する。この忠親の日記は、彼の死後、その子孫に伝わっていたことが確認されるが、一方「玉葉」の記事によれば、忠親の死後ほどなく後鳥羽院に書写され、いくつかの手を経て後にその本を藤原道家も書写する機会を得、「末代無比類之記」の入手を喜んでいることが知られる。この道家に家司として親しく勤仕した資経が、この方面から忠親の日記を入手した可能性も否定できないが、忠宗の日記も並んでいることからすると、もう少し太いパイプの存在があったと想定したい。「尊卑分脈」によれば、経房の同母妹が忠親の妻となっており、忠親を公事の師と仰ぐ経房との親密な関係は、経房の日記に散見し、それは忠親の妻の死後も続いていた。

(d)今夕左衛門権佐光長嫡男 母左大弁俊経卿女、年十、  
母堂去々々年九月逝去 加<sub>二</sub>首服<sub>一</sub>、右中弁経房朝臣猶子也、仍於<sub>二</sub>彼弁亭<sub>一</sub> 勘解由小路南、  
万里小路東、 有<sub>二</sub>此事<sub>一</sub>、予為<sub>二</sub>加冠<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>請、行<sub>二</sub>向他所<sub>一</sub>事所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>好也、就<sub>二</sub>中雖<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>右中弁沙汰<sub>一</sub>、大理行<sub>二</sub>向佐息元服所<sub>一</sub>希代事歟、大將向<sub>二</sub>祭使出立所<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>准<sub>レ</sub>之歟、然而此<sub>一</sub>、族人々々如<sub>二</sub>父子<sub>一</sub>、大小巨細各相憑<sub>レ</sub>、更<sub>レ</sub>變<sub>二</sub>旧意<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>思<sub>一</sub>亡室事、思<sub>中</sub>愚息等事、所<sub>二</sub>行向<sub>一</sub>也(後略) (「山槐記」治承三年正月十日条)

(e)堀河納言被<sub>レ</sub>借<sub>二</sub>送直物文書<sub>一</sub>、皆是秘書也、本懐之甚也、雖<sub>二</sub>子孫<sub>一</sub>必可<sub>レ</sub>報<sub>二</sub>謝彼深恩<sub>一</sub>者也(「吉記」寿永元年三月二十三日条)



史料(d)の傍点を付した部分などは、この一流の結束力の強さを示す好史料と言えようが、これを記した忠親自身、この一流の中に半ば包摂されていたと見做すことができるのかもしれない。このような関係から忠宗・忠親の二代の日記が、経房の「家」に吸収されたとするならば、この二つの日記は前述の「一門記」と紙一重の存在にあると言わざるを得ない。また、そこにこの一族の家記の収集力の強さを感じざるを得ないのである。

第四点として、史料(b)の(キ)の部分に「各為<sub>二</sub>正本<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>他人分<sub>一</sub>」と記されていること、讓状に記される記名の各所に「正本」の記載が見えることなどから明らかのように、この讓状が作成された段階では、すでにかなり強い「正本」重視の傾向が存在していたことが知られる。資経が二度にわたって詳細な記録讓状を作成しなければならなかった一つの要因として、第二章で説明したようにこの傾向の強化を考える必要がある。史料(c)に示されるように、「大藏卿殿」(為隆)・「故弁殿」(光房)・「大納言殿」(経房)の直系三代の「正本」が「都護分」として長男の為経に讓与されているのは、この「家」の継承を意味するものと解してよいのではないだろうか。

為経の讓与分について触れたので、これらの日記のその後の行方について述べておく。表①14の経俊の処分状によると為経に讓与された家記は、その後嫡子経藤に相伝されたが、「経藤入道遁世之時、皆以成<sub>二</sub>灰燼<sub>一</sub>了」ということになってしまった。処分状からはこれ以上のことは知られないが、「尊卑分脈」の経藤に付された注には次のようにみえている。

弘長元・三・廿七經任補<sub>二</sub>五位藏人<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>含<sub>二</sub>超越愁<sub>一</sub>、欲<sub>二</sub>出家<sub>一</sub>、乃被<sub>レ</sub>止<sub>二</sub>經任侍中<sub>一</sub>、同二年四月八日以<sub>二</sub>經任<sub>一</sub>直被<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>左權佐<sub>一</sub>之間、同十月焼<sub>二</sub>文書才<sub>一</sub>、忽出家、法名如源。

経藤は、五位藏人・権佐(左衛門府)といった官職への昇進で、異母弟である経任(彼の母は「大宮院半物」であった)に追い越されてしまったために、「愁」を含み、ついに文書を焼いて出家してしまったという。二人が争ったこれらの官職は、弁官を加えて「三事兼帯」<sup>16)</sup>として、勤修寺流の人々にとつては極めて重要な職歴だったのである。この経任

は、その後も「後嵯峨・龜山兩院の第一の権臣」として異例の昇進を続け、この一流では幕府の力を背景とした経房以外に就けなかつた権大納言にまで至っている。<sup>(17)</sup> 一方、この経藤の行為については、平山敏治郎氏が「相伝文書のすべて火中に投じたことは、すでに一家の断絶を決意したものと解される」と指摘されており、妥当な見解といえよう。平山氏も紹介されているように、この勤修寺流藤原氏には他に、「依<sup>二</sup>無<sup>二</sup>子孫<sup>一</sup>、焼<sup>二</sup>文書<sup>一</sup>」と記載された忠方（顕隆流）という人物も『尊卑分脈』には見えており、家記に執着の強いこの「家」の一つの性格を物語っているように思える。ただし、『明月記』寛喜二年七月二十六日条には、閑院流藤原氏の実基について「家文書可焼失云々、彼家已磨滅歟」と記され、断片的な記事ではあるが、この時代の「日記の家」の人々に共通の意識と言える可能性も示している。

この経藤の事件を記載した経俊の処分状（表①4・15）の段階から、家記の相伝について、それまでの分割相続から嫡子一人にすべて譲与する単独相続に変化している点は注目すべきであろう。この点、榎氏が検討された家領の場合より、かなり早い移行が見られる。そして、経俊の孫定資（表①26）、その子経頭（表①31）と代を下る程、家記に対する表記は単純化され、ついに延文五（一三六〇）年に作成された経頭の置文には、それまで連続として存在した「文書事」という項目は見えなくなってしまう。恐らくは、経頭あたりから使用が始まる「家門」という概念の中に吸収されてしまったのではないだろうか。

久我家領の伝領について詳細な検討を試みられた岡野友彦氏は、南北朝期以降の久我家にみえる「家督相続（安堵）と家領相続（安堵）との一体化」の背景に、一子単独相続制の確立を指摘されている。この「家」の場合、鎌倉期、通光の置文（表①9）をめぐって起こった通光の後妻と通光の嫡子通忠との間の相論に対して下された後嵯峨院宣には、家記と家領の両方に対して言及されているが、南北朝期以降の室町幕府や朝廷などから出された相続安堵関係の文書は、例えば「御家門并家領等事」というように、家領についての記載はあっても、家記については何も触れられていない。しかし、この段階においても家記が「家」の要素としての位置を失なってしまった訳ではないことは、すでに

平山氏が多くの例を挙げて述べられているように、この時期の「家」の断絶の際に、常にその家記の所在が問題となっていることから明らかである。むしろ家記が「家」とまったく一体化してしまつたために生じた現象と見做すべきであろう。勸修寺流のように、家記が家領よりも早く「家」と一体化してしまつた原因としては、すでに述べてきたような「正本」重視の傾向などからも窺える家記の「家」の象徴としての性格を挙げることができると思う。この「家」の場合、家領荘園の流入は代ごとにかなり頻繁で、あくまで経済的な手段としての役割しか果さないようである。一方、代々受け継いできた寺院・邸宅や家記には、「家」を象徴する意味合いが次第に強くなつていったものと推定される。「日記の家」の視角から見た場合、「家門」とは、「家」と一体化した家記などの相伝がそのまま「家」の相続と見做されるような段階にまで達した時、生じた表現ではないだろうか。

## 註

(1) 表②のA項にみえるように、貴族階層の記録讓状は、勸修寺流藤原氏(勸修寺家)・九条流藤原氏(九条家)・村上源氏(久我家)などにある程度集中している。その理由としては、まとまって残存することの少ないこの時代の貴族の家文書の中でも、これらの家のものが比較的によく残っていることによることがまず考えられる。例えば表①33の勸解由小路兼綱の讓状には、「且家記等事、父祖二代御讓状等、同所相副也」と記され、兼綱の祖父兼仲・父光業の記録讓状の存在が推定されるように、本来ここに提示した「家」だけでもっと記録讓状が存在していたことは確かであろう。ただし前述のように、一般の讓状自体、代々作成される訳でもなく、これらが作成される歴史的背景については、各「家」ごとに細かく分析していく必要があると思われる。

(2) 橋本義彦「院評定制について」(『日本歴史』261、昭和四十五年、後に同氏「平安貴族社会の研究」所収)、森茂暁「南北朝期公武関係史の研究」(文獻出版、昭和五十九年)、美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」(『史林』67-13、昭和五十九年)、藤原良章「公家庭中の成立と奉行―中世公家訴訟制に関する基礎的考察―」(『史学雑誌』94-11、昭和六十年)など。

(3) 渡辺康市「古代末期受領考」(『日本封建制成立の諸前提』、昭和三十五年)など。

- (4) 「勤修寺流藤原氏の形成とその性格」(『日本古代史論集』下、昭和三十七年、後に同氏前掲書所収)
- (5) 「公卿家領の成立とその領有構造」(『日本歴史』460、昭和六十一年)。
- (6) 「吉黄記」について」(『古記録の研究』続群書類従完成会、昭和四十五年)。
- (7) 平山敏治郎「日本中世家族の研究」(法政大学出版局、昭和五十五年) 三十七ページ以下。
- (8) 史料(f)の「資通分」にみえる「重方朝臣記」は、顕隆流の顕能の子重方の日記と推定され、これも「一門記」の一つであろうと考えられる。初度の譲与の際には、為経の分に含まれ、そこから割かれて「資通分」とされたものである。
- (9) 河野房男「右府藤原宗忠と日野法界寺」(別府大学研究叢書第一集、昭和五十四年)に詳述されている、一条本堂や法界寺の堂塔が例として挙げられる。
- (10) 「藤原良平施入状」(『門葉記』七十四、『鎌倉遺文』五三三三)。
- (11) はじめに註(一)C論文。
- (12) 同前。
- (13) すでに経房段階で、中右記(『吉記』文治元年十二月二日条など)・経信卿記(同寿永元年九月二日条)などは所持されてきたものと推定される。
- (14) この忠親の日記は、『明月記』承元二年七月二十四日条によれば、子息兼宗に、更に同建暦二年六月八日、建保元年九月七日条などによれば、孫の忠定に相伝されていたことが推測される。
- (15) 安貞二年三月十三日条。
- (16) 「藤原光雅願文」(『鎌倉遺文』八四四)。なお、この勤修寺流藤原氏の昇進ルートについては、本章註(4)の橋本論文、同註(6)の菊池論文に詳しい。
- (17) 本郷和人「鎌倉時代の朝廷訴訟に関する一考察」(石井進編『中世の人と政治』、昭和六十三年)第六章註(11)参照。
- (18) 本章註(7)平山氏著書一〇四ページ。
- (19) 本章註(5)槇氏論文。
- (20) 中村直勝「勤修寺家領に就いて」(『紀元二千六百年記念史学論文集』、昭和十四年)。
- (21) 「久我家領荘園の伝領とその相統安堵」(『史学雑誌』97-4、昭和六十三年)。
- (22) 「久我家文書」一一三〇(二)。

(23) 同前一—一四六(一)・一六七(六)。

(24) 本章註(7)平山氏著書第三章第六節。

(25) 本章註(5)槇氏論文。

### おわりに

以上、記録讓状についての分析を進めてきたが、本稿で具体的にとり上げて内容の分析まで行なえたものはごく一部にすぎず、残された課題はあまりにも多い。しかし、一応の準備作業と見通しだけは成し終えることができたと考えている。ここで明らかにした事実をもとに、より広い視野をもって中世の日記への理解を深めていきたい。ここで述べたことはあくまで中間報告に過ぎないので、総合的な結論は後日に期したいが、最後に一応のまとめをつけるために、「日記の家」とこれら記録讓状との関係を、貴族階層に限定して整理しておきたい。

前稿<sup>1)</sup>で述べたように、「日記の家」という表現は、十二世紀を中心に史料に現われ、十三世紀に入るとほとんど姿を消してしまうようである。一方、本稿で提示した記録讓状は、この「日記の家」という語が見えなくなる十三世紀に数多く出現し、中世後期まで継続する。この二つの現象には何らかの関係があると考えざるを得ないであろう。本稿では第二章において、日記、特に家記と表現されるものに対する貴族たちの意識の変化が、記録讓状というものを発生させたのではないかと考え、この発生により「日記の家」という概念そのものも新たな段階に入ってしまったと想定した。これは「日記の家」化がこの頃に急速に進行し、十三世紀以降の貴族社会ではほとんどすべての「家」が「日記の家」となってしまったことによると推定される。だからこそ、「日記の家」と殊更に表現する必要もなくなったのであろう。その代わりに、「家」の相統面において所領だけでなく日記をどう扱うかが新たな問題として登場し、人々の関心の的となったのである。そして従来は、あくまで政務・儀式のための実用品な存在だった日記が、家記とし

て集積し作成される従い、様々な付加価値が生じ、逆に「家」の形成のポイントとして見做されるようになっていったのではないだろうか。極端に言えば、実用品として公卿学の研究材料として使用することよりも、ともかく「家」に所持していることの方に力点が置かれるような時代に變化してきたのではないかということである。

この点、第四章で紹介した史料(a)の(ウ)の部分で、経房が自身の家記について「朝家之重器」という表現を使用していることには、単なる修飾にとどまらない、深い意味が隠されているように思える。いかなる背景があつて、経房はこのような表現を用いたのであろうか。もう一つ参考のために史料を掲げる。

(f) 一、文書事

於<sub>二</sub>官文書<sub>一</sub>者、子孫之中、継家奉公之者進退之、敢不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>失墮<sub>一</sub>之由、高祖父大夫史天養元年起請畢、今亦不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>依違<sub>一</sub>、(中略)文籍記録積<sub>レ</sub>存<sub>二</sub>于家<sub>一</sub>、披<sub>レ</sub>分<sub>レ</sub>仕<sub>二</sub>于朝<sub>一</sub>、<sub>レ</sub>末代之重宝不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>斯、就<sub>レ</sub>中、<sub>レ</sub>嘉祿官文殿回祿之時、累代文書併以焼失之後、弥以<sub>二</sub>私家之文書<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>公務之明鏡<sub>一</sub>歟、<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>文書相伝之仁<sub>一</sub>者、朝家殊可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>重、全非<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>重<sub>二</sub>其身<sub>一</sub>、為<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>重<sub>二</sub>文書<sub>一</sub>也、<sub>レ</sub>匪<sub>下</sub>畜被<sub>レ</sub>重<sub>二</sub>文書<sub>一</sub>、偏是為<sub>二</sub>朝家<sub>一</sub>也。

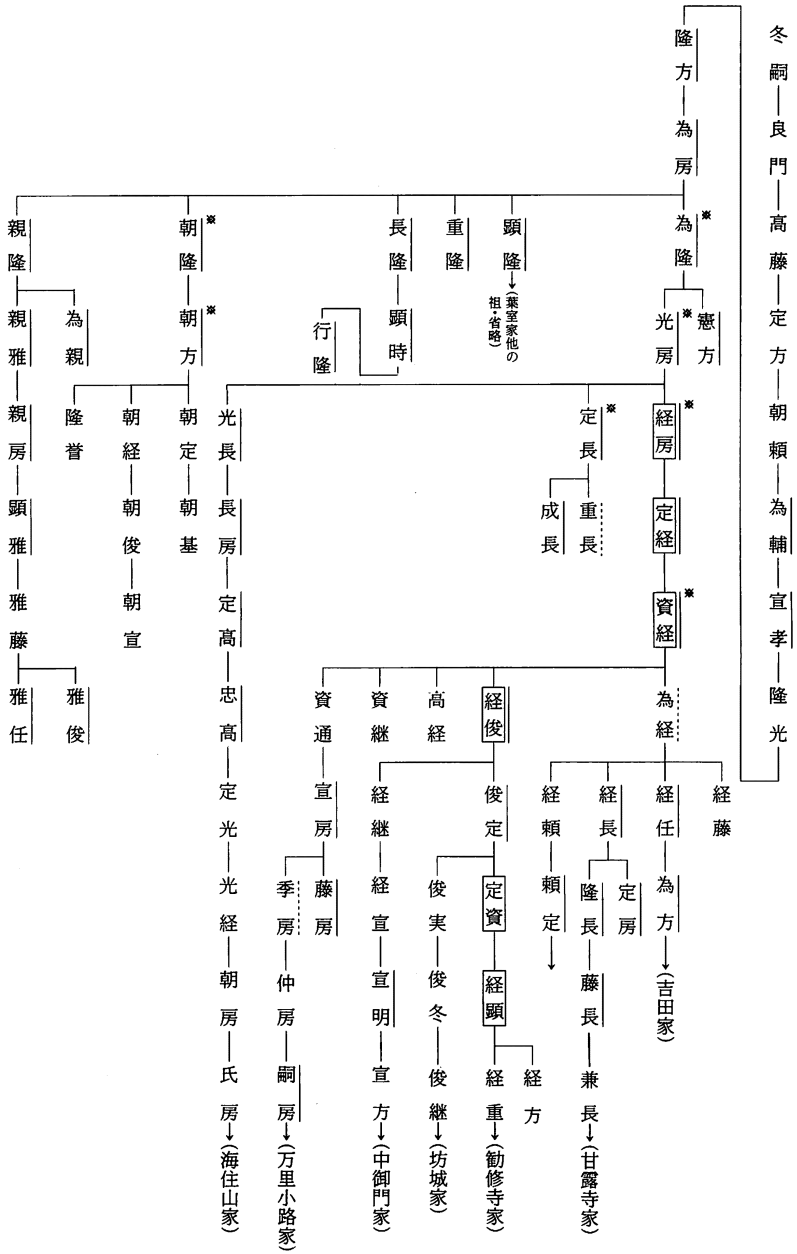
これは表①の13に提示した小槻有家起請案の一部である。ここで有家は、自家に集積した「文籍記録」を傍線部(イ)の如く「末代之重宝」と表現するばかりでなく、(ハ)のように、このような文書を相伝する者は特に朝廷から重んぜられることになるが、それはまったく本人が重んぜられているのではなく、その所持する文書が重視されるためであると言いつている。このような一見極端な意識は、(ロ)の部分に示されるような経緯が加わった官務家小槻氏の、「家」として特殊な事情に由来するものと考えるべきなのであろうが、当時の貴族社会にはこれと似たような意識がかなり一般化していた形跡がある。例えば、摂関家の藤原道家(九条流)は、天福元(一一三三)年四条天皇(実際はその父後堀河上皇)に上奏した奏状の中で、任官叙位について述べ、「才行」・「奉公」・「重代」という選任規準を提言した後、「共無<sub>二</sub>才望<sub>一</sub>者可<sub>レ</sub>付<sub>二</sub>文書相伝<sub>一</sub>歟、君之不<sub>レ</sub>弃<sub>二</sub>家者重<sub>二</sub>父祖之記録<sub>一</sub>、賞<sub>二</sub>家門之典籍<sub>一</sub>之故也」と記しているの

であり、前述の有家のような意識が当時の貴族社会においては別におかしくとも何ともない状況であったことが知られるのである。とすれば、家格が固定化し、停滞しつつあった鎌倉期の貴族社会では、「日記の家」化していることが「家」の保全のために必要な唯一の最低条件と見做されていたといえよう。やがて、南北朝期をすぎ、日記という文化自体変質を遂げていくにもかかわらず、貴族（公家）たちが営々と日記を記し続けていく一つの要因がここにすでに熟成されていると考えられるのである。

## 註

- (1) はじめに註(1) A論文。
- (2) この「家」の性格については、橋本義彦「官務家小槻氏の成立とその性格」(『書陵部紀要』11、昭和三十四年、後同氏前掲書所収)、曾我良成「官務家成立の歴史的背景」(『史学雑誌』92-3、昭和五十八年)、佐藤進一「日本の中世国家」(岩波書店、昭和五十八年)第一章第二節など。
- (3) 『天理図書館善本叢書(和書)之部六十八卷古文書集』(天理大学出版部、昭和六十一年)所収「九条家文書」卷三。

〔系図Ⅰ〕 勸修寺流藤原氏とその日記



〔凡例〕

(1) 原則的に室町期まで「家」が継続したものを、更に日記の記主が存在するもののみ「尊卑分脈」を抄出して作成した。

(2) □で人名を囲んだ者は、処分状が残されている者である。

(3) 人名に※印を付した者は、資経の処分状(表①の5・10)にその日記が記載されている者である。

(4) 人名の右側に傍線を付した者は、その日記が史料から確認できるものである。以下、各々につき簡単な考証を付す。ただし、斎木一馬(歴代主要日記一覧)、『日本史総覧Ⅰ』所収に挙げられている日記は省略した。

(ア) 為輔……『台記』久安4・7・11、同9・27条など。  
(イ) 宣孝……『西宮記』など。

(ウ) 隆方……『台記』久安4・7・11、『清權眼抄』など。

(エ) 頭隆……『山槐記』安元々・8・15、『立坊部類』(柳原本)、『玉葉』承久2・10・5。

(オ) 重隆……『中外抄』、『吉記』寿永元・8・7など。

(カ) 長隆……『吉記』治承5・3・3。

(キ) 朝隆……『玉葉』仁安2・5・21、『吉記』寿永元・8・2など。

(ク) 親隆……『台記』康治元・10・14、『玉葉』建久2・12・14など。

(ケ) 憲方……『台記』天養元・10・28。

(コ) 光房……『台記』康治元・7・6、『玉葉』文治2・10・18など。

(ク) 頭時……『吉記』安元2・5・28、『経俊卿記』文永6・正・1など。

(ケ) 朝方……藤原資経処分状(勸修寺家文書)。

(コ) 為親……『大嘗会部類』(鷹司本)。

(カ) 親雅……『仙洞御移徙部類』(伏見宮本)。

(キ) 定長……『山槐記』文応元・4・7、『葉黄記』宝治2・7・6など。

(ク) 光長……『朔旦冬至部類』(群類)。

(ケ) 親房……『玉葉』建暦2・8・25、(イ)に同じ。

(コ) 定経……『吉記』寿永2・6・29『夕郎拜賀次第』(統群類)。

(カ) 重長……『記録異同考』。

(キ) 成長……『玉葉』承元4・2・23。

(ク) 長房……『公衡公記』正和4・5・23、(エ)に同じ。

(ケ) 頭雅……『葉黄記』寛元4・10・24、(イ)に同じ。

(コ) 資経……『葉黄記』宝治2・8・1、(イ)に同じ。

(カ) 定高……(イ)に同じ。

(ク) 為経……『吉口伝』、『洞院家記』。

(コ) 忠高……『歴代残欠日記』39。

(ケ) 雅俊……『正安元年新院同社御幸記』(統群類)。

(カ) 経任……『公衡公記』嘉元2・8・9。

(キ) 経任……『園太曆』貞和3・9・25。

(ク) 俊定……『同前貞和3・正・21』。

(ケ) 宣房……『建内記』永享11・6・8、嘉吉元・4・16など。

(カ) 為方……『公衡公記』嘉元2・7・18、同7・27。

(キ) 定房……『吉口伝』。

(ク) 隆長……『同前』、『後宇多院御灌頂記』(群類)。

(ケ) 頼定……『御即位部類』(柳原本)。

(コ) 藤房……『改元部類』(柳原本)。

(カ) 季房……『建内記』嘉吉元・4・16。

(キ) 藤長……『園太曆』貞和元・11・19、同2・正・7など。

(ク) 宣明……『宣胤卿記』永正14・11・27。

(コ) 嗣房……『建内記』正長元・5・19、同6・21など。